

ご意見（全文）

ご意見につきましては、原文のまま掲載しております。

No.	御意見
1	<p>女性進出については、出産・育児の充実。預かり保育（0～小4・看護師1名常駐） パワハラ等については、職場内防犯カメラの設置を呼びかける。 大人がパワハラをしてしまうので、小学校の道徳の教科を更に充実させる。子供の時からしっかり教 わること。中学校でも道徳を教っても良いのではと思います。私が子供達に教えた事⇒「学生とは、 学問に生きるという意味。社会人になる為の準備だと思ふ事」社会に出たら必ず学校で教わった事 を使うからしっかり勉強してほしい！！「自分の仕事を誇に思ふ事！！」誇に思えば頼まれても悪いこ としなくなると思ふ事。</p>
2	<p>【男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)(素案)】 平成11年（1999年）より本活動が進められているようですが、 <重点目標> 1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう 2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう 3 DVや性暴力などを根絶しよう に反する事例があったのでしょうか。事例を挙げて頂きたい。もし無いのであれば、この様な目標を 持つ必要もなく不要ではないのでしょうか。 都が実施するから策定するのではなく、実際の事例にかんがみて対策を練る必要があるのではないで しょうか。 若しくは、他市町村での事例を元にし、八王子市においても発生する危険があるのであればその対策 を練るのも必要と思います。 八王子市に何か相談があったのでしょうか。事例も無いのに対策の練りようがないと思います。事例 を出して対策を練ってください。 一般的な情報では、八王子に合致した対策を練ることはできないとの認識です。</p> <p>P-17 において 重点目標3 No.7 の目標値の意味するところはなんでしょうか 相談件数を増やす事なのですか・・・減らす事の目標値とするべきではないのでしょうか 目標値：1000件 ⇒ 現状以下</p> <p>行政が推進力 No.8 女性の割合を無理に決める必要性は無いものと思います 能力に合った業務を推進することでよいと思います。 その業務に合っただけ女性が活躍できれば良いと思いますが。合っていれば、100%女 性が占有しても良いものと思っています。 ☆フィンランドであったと記憶していますが、無理やり女性を管理職に抜擢し System が崩壊した事例があります。</p>

	<p>P-18 において</p> <p>職業においても偏りがあるため是正しようとの事ですが、職業により向き不向きがあることは仕方の無い事との認識です。</p> <p>各職業別の求人数などの八王子におけるデータはあるのでしょうか？その様なデータを基にせず働く機会を均等にするというのは無理があります。</p> <p>管理職への希望者はどれくらいあるのでしょうか。希望があるのであれば、積極的に管理職に就けるべきです。</p> <p>希望が無いのに割合が減っているというのは、データ解析が間違っています。</p> <p>女性職員の増加に対し、管理職の割合が減少しているのには何かしらの原因があるとの認識です。その原因を公にしてください。</p> <p>セクハラですか、能力の問題ですか。</p> <p>P-41～43 において</p> <p>DVにおいては、人種別の解析も必要ではないのでしょうか。</p> <p>近年八王子市の外国人の割合も増加していますし、日本人よりも外国人の方が女性を蔑視する傾向にあるとの認識です。</p> <p>それにより対策も変わってくるものと思います。</p> <p>相談できなかった理由も大切かもしれませんがどの様な事象であったのか明白にしないと対策も取れません。</p>
3	<p>重点目標 2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそうに同意いたします。</p> <p>取組 2 - 2 職場や地域における制度・慣行の見直し</p> <p>取組の方向性</p> <p>(1) 職場・地域等における環境づくり</p> <p>14 地域活動団体への意識啓発（新規）</p> <p>○地域活動における男女共同参画の必要性についての意識啓発の実施</p> <p>23</p> <p>地域活動団体への意識啓発（新規）</p> <p>○地域における課題や取組方針の決定過程における男女共同参画の必要性についての意識啓発の実施に同意いたします。これについて、意見を記します。</p> <p>「地域活動団体」とありますが、地域活動団体は抽象的な表現であり、広くとらえれば無数に存在し、狭くとらえようとすれば、自己都合的な理由を付けて範囲から除外するという自由な解釈が可能となり、実効的な取り組みを妨げる懸念があります。</p> <p>市内の現実的な地域活動は、たとえば、町内会で行なう地域のお祭りや行事、八王子の誇る伝統の一つであるお囃子を継承するお囃子連などの団体、八王子が誇る八王子まつり等に参加をする御神輿や和太鼓、盆踊り、ほか多岐にわたる文化や趣味のサークル団体等があります。</p>

	<p>その中では、女性の構成メンバーが増えてきている一方で、会長職は依然男性ばかり、女性は役についても副会長止まり、地域行事での食事の用意や配膳は女性の仕事というような根強い固定的役割分担があるのが現実です。</p> <p>商工会議所関連組織や駅前周辺の商店会などはどうでしょうか。やはり会長職は男性と決まっているというようなことが根強くあるのではないのでしょうか。</p> <p>こういった現状を改め、女性の決定権を確保していくことが、本プランのめざすことと理解しています。しかし、現在の内容だけでは、上に述べたようなことが行なわれていくのかどうか、曖昧で、受け止める人によって違った理解をする余地が大きすぎます。</p> <p>ついては、このような活動を、市民が違った理解をする余地を小さくし、同じ理解をできるように、地域活動団体とは具体的にどのような団体を指すのか、大きくくりで良いので記載をしてください。</p> <p>例えば、</p> <p>商店会等の商店会組織</p> <p>市内の伝統文化、伝統芸能を継承する活動をする団体</p> <p>町内会組織</p> <p>市内を拠点とし、サークル、趣味などの活動を行なう私的な団体</p> <p>などのような内容の追加をお願いします。</p>
4	<p>1. 冒頭[概要版]の趣旨の内容について</p> <p>2023年4月から「男女共同参画推進条例」の施行によって、「苦情処理委員会」や「男女共同参画審議会」が置かれるようになったことを一言入れた方がよいと思います。</p> <p>その理由は、その方がこの間の八王子市の男女共同参画行政の進展を市民にも感じていただけると思うということです。</p> <p>2. <基本理念 目指す社会>に、男女平等（ジェンダー平等）という用語を一ヶ所でもいいですから「男女共同参画」のあとに（ ）内でもいいですから入れた方が、時代の方向性を感じさせ、国内的にも国際的にも行政の進展を感じさせると思います。</p> <p>理由 市民、都、国際的に単なる「参画」ではなく、「平等」のための「参画」であるとの説明がつけます。この間の市の行政に進展を感じさせることができると思うからです。</p> <p>また「男女」という用語だけでは性の多様性がこれだけ問題となっている今日、当事者にも失望を与えたいと思います。「男女」ではなくジェンダー「参画」だけでなく「平等」へとすすんでいるダイナミズムを八王子市も歩調をあわせているということを市民に示していただくことができると思います。</p> <p>3. [PP.16～17] 2. 5. 指標の一覧について 番号1、3、4の数値について</p> <p>主観的に「思う人」の割合を多分「市民調査、実態調査」(P13)から取ってきていると思いますが、そうでしたら、この調査の概要を簡単に注記してください。市民は推測できても他市の方がみたら何からとったかと思われかねません。</p> <p>また、「目標値」の根拠も、どのような議論あるいは参考になるものからとったのか、安易に目標設定</p>

が成されていないかと思われかねません。

理由 上記に含まれていますが、市民及び他市が参考にする場合、説得力あるものを八王子市に示していただきたいとの思いからです。

4. [P.27 の 11] [行政が推進力] について

そうであることを願いますが、そのためには、市民、国の行政の協力、方向性、法も力を発揮しなければなりませんね。一例をあげれば、行政担当の職員の中には、会計年度任用の任期付き雇用の職員も増加しているのではないのでしょうか。

そうした方向性の中で行政担当の側の高度なキャリア形成は、どう位置付けられ、どうあるべきなのかの説明が必要になります。そこまで書けないとしても一考をお願いします。

理由 今回ではありませんが、前回のパブコメ募集の時、何人かの市民が、パブコメ用紙をいただきに指定にある部署にうかがった時、「え?」「パブコメって何ですか」と言われて、ショックを受けながら説明し、「あ、そうですか」といただいてきた例があります。そういう事例はないかもしれませんが [行政が推進力] といわれても、頼りないと市民に思われかねません。

5. [P P.28~29] 固定的役割分担意識・制度・・・のところ

アンコンシャス・バイアスという語の多用についてはいかがなものかと思えます。以前から気になっていたことですが、多くをこの用語で「性別による無意識の思い込み」として一括する傾向にあることは疑問を感じます。

歴史的につくられてきた思い込みを変える方向をここで打ち出し、示す姿勢こそが望まれると思えます。

また、内閣府の調査用語を多用するのではなく、八王子という地域性を配慮した現実こそ問題に示していただきたいと思えます。

理由 市民のおかれた現実から出発しないと、上から目線を感じさせます。日本の大きな男女格差は過去から引き継がれた意識と並んで、ポジティブアクション等の近代的変革の制度をとりいれてそれによって変化するものと思えます。そのような制度の導入に後れをとった不十分な政策や法制度のあり方をこそ問うべきであり、市民の意識の後れの方が問題であるような書き方には違和感をもつ人々が多いのではないのでしょうか。

5 [重点目標の表記]

計画の策定・実施主体は八王子市であるが、重点目標は「…しよう/なくそう」と他主体への呼びかけのかたちになっている。目標は、八王子市政として施策を以て実現・達成をめざす水準（状態）が明記されるべきと思えます（たとえば、1. 女性（男性）の参画が不十分だった分野への女性（男性）の参画拡大、2. 人権が尊重され、性別に基づく暴力のない社会の実現）。

また、重点目標 1. 2.は、主語/述語関係が不明確で文章がこなれていません。

[課題1の表記]

課題1「分野での偏りが男女共に見られる」は、「女性（男性）の参入、能力の開発・発揮が十分でな

い分野がある」意と解されますが、意味が通じにくく感じます。

〔課題2〕

課題2-1

・日本の大きな男女間格差は、ポジティブアクションの不十分等政策や法制度のあり方その他多様な要因の複雑な相互作用の結果であり、専ら人々の意識に帰すことに違和感を覚えます。

・「原因として…残っている」は主語述語関係が適切ではありません。

課題2-2

・意識と行動と制度や環境は相互再生産関係にあるのではないか？原案の記述は、意識のありようが一義的原因でそれが行動選択や制度のありようを変えていくという一方向の直線関係が想定されているように感じられます。

・同調圧力による言動抑制を例示して制度や慣行が課題化されています。例示にしても、特定・具体的過ぎて基本計画の上位の施策の表記には相応しくないと考えます(事業次元が相当ではないでしょうか)

・文章がこなれていません。

〔課題2 取組の方向性2-1〕

(1)(2)(3)「意識啓発」について

「啓発」には、低い状態の理解・認識を高めるニュアンスがあり(やや上から目線)、「学習機会や情報の提供」等の説明としてはいかがでしょう。

〔課題3〕

課題3-1

・DV被害者の状態は多様であるにもかかわらず、「DVは被害者であることを自覚しないまま周囲が気づかないまま深刻化してしまう。」と、同じく多様であるはずの性暴力被害者を「性暴力については、周囲に相談しづらく一人で抱え込んでしまう。」と決めつけ、特定の状態を一般化してしまっています。被害者の経験を定義/解説してしまっており、二次加害になることを懸念します。

・同じく、これらの記述は具体的過ぎて基本計画の上位の施策の記述にはふさわしくないと考えます。

6 八王子市に男女共同参画推進条例ができ、一歩前進と喜んでおります。
計画の素案を見ました。この中にDVに関する項目がありました。
この中にDV被害者への視点はありましたが、加害者への視点が足りないと思います。
加害者は自分の行いが、被害者の心にどのような深刻な傷を負わせるのかについての想像する力が足りなく、また、自身がなぜそのような行為に及ぶのかについての内省も本人だけでは深まっていらず、再犯を重ねてしまうことは諸外国の実践や日本の専門家グループの実践から明らかです。
日本では加害者の内面へのアプローチを伴走する専門家がまだまだ足りないと感じます。
八王子市では、他市に先駆けてそのような専門家の支援を受けながら、加害者対応の仕組みづくりに取り組んでほしいと思います。

	<p>加害者に対する専門家の伴走がない限り、DV被害は食い止められないと思います。 若い職員の皆様の奮闘を期待いたします。</p>
7	<p>男女平等を促進するためにも最も重要なことは、暴力をなくすことと考えます。配偶者暴力相談センターの設置は、困難女性支援法では努力義務となっていますが、都内ではすでに20区で設置されているものの、多摩地域では設置されていません。中核市である八王子市は当然設置すべきものです。従ってプランにはきちんと明記してください。 DV被害者支援について民間シェルターなど民間団体への支援を明確にしてください。</p>
8	<p>男女共同参画などという日本では意味のないことにお金を掛けなくて、別の有意義なことに税金を使用してほしい。例えば中国人にこれ以上、土地を買われないようするなど。</p> <p><理由></p> <ol style="list-style-type: none"> 現状、それは実現できている。男女雇用機会均等法にて、本気で、その職を望めば機会が与えられている。今、皆がやろうとしていることは、度を越して意味もなく男女半々を目指している。その場合、例えば理工学系は圧倒的に男性が向いているのに、求人を男女半分にした場合、優秀ではない、実力が伴わない女性が入る可能性がある。 その結果、求人した会社にとっても、その女性にとっても不幸なことになる。 如いては社会全体、国家全体の不幸にまで及ぶ。 アメリカでは政策で医者を黒人白人を半々にしたが、高度な教育を受けている白人比べ、黒人の方が実力に見合っていない者まで採用。その結果。質の悪い黒人医師が患者を担当し、その評判により「黒人医師は全て白人医師より質が悪い」という噂が広がり、患者は全ての黒人医師の診察を拒否するようになったという事例もあるようだ。 そもそも男女の役割分担の何が悪いのか。 人類は長い間、男は狩りに出かけ、女性は子供を育てながら家を守るという暮らしをしてきた。イギリスの産業革命以来、人手不足を補うために、女性にまで一見、耳心地の良い言葉で「子育て」以外の労働を強いてきたのでは？ 我家でも妻に働いてもらっているが、それは夫である自分自身の収入では子供を大学まで行かせ、生活を維持することが出来ないからだ。妻自身も望んで働いているわけではない。この現状をどうにかして欲しい。全ては真面目に働いている日本人の平均収入を上げることにこそ、エネルギーを注いでいただきたい。 ほかの国で行われている男女共同参画は本当に健全か？ 例えば、国会議員、都議会議員、市議会議員など、女性がならなければ、女性のための立法はできないのか？そうではないだろう。化粧品会社の役員は女性でなきゃ駄目か？おもちゃの会社の役員は子供じゃなきゃダメか？ほかの国には他の国の事情がある。常に戦争、内戦の地域であれば男性がいないので女性になるしかない場合もあるだろう。 女性のことを潜在的に下に見ている、所有物考えている国なら女性が議員にならないと女性の権利を主張できないのかもしれない。日本はそんなことはない。

	<p>日本の女性の幸福度は現状、世界でもかなり上位にランキングされているはずだ。</p> <p>4. 家で子育てをする女性は「仕事でもないし、輝いていない」のか？</p> <p>少子化が騒がれてる中、何故、増々女性が子供を産ませないように仕向けるのだ？</p> <p>安心して子供産んで育てるためには昔通り、夫が外で稼いで、妻が家を守り子供を育てるのが理想的だ。女性が外で働くことだけを殊更に奨励する世の中に「本当か？」と考える人間が何故いないのか？</p> <p>男には子育てに向いていなく、男が0～3歳間で女性以上に養育に係ると子供が発達障害に陥るデータも出ている。子供を産み育てるのに適しているのは女性であることは明々白々である。なぜ、これほどまでに子育てという偉大な仕事から女性を遠ざけようとしているのか理解に苦しむし、実に腹立たしい。</p>
9	<p>「条例」の基本理念のひとつであるリプロダクティブ・ヘルス・ライツが第4次プランの重点目標にはっていないのはおかしい。</p> <p>ぜひ重点目標にいられて、十分な施策を実施してもらいたい。</p>
10	<p>1, 八王子市男女共同参画推進条例の基本理念が第4次プランに反映されていない</p> <p>「八王子市男女共同参画推進条例」(以下、「条例」という)の第4条 「市は禅定に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、および実施する責務を有する」</p> <p>しかし、「第4次プラン」案では「条例」の基本理念6項目を実現させるための施策が十分とはいえない。条例に基づいて審議会で検討したとのことであるが、その発言や記録を見る限り、現審議委員が「条例」の基本理念を共有しその実現に向かって検討したとは思えない。今後、プランの評価にもあたる審議会のメンバーである。ぜひ「条例」の基本理念について審議会で時間をとり学んでほしい。</p> <p>2, 男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改訂版とのかかわり</p> <p>1989年に「女性のための八王子プラン」ができてから30年余り、都や国の動きと合わせ、第3次改訂プランまで営々と実践してきた八王子の「男女共同参画推進施策」をどのようにとらえているのか。</p> <p>基本目標の実現に向けて第3次プランで積み残したことは何か、めざす姿をなくすなど大きく構造を変えた第4次プランの体系図の中でどう引き継いでいくのか施策の継続性、一貫性が見えない。これまで取り組んできたことがいつの間にか消えて(消して)しまったのでは困る。</p> <p>単純に取り組み数を見てみると、第3次プランでは64あった取り組みが、今回は42。そのうち7項目はダブっているので、実質35である。</p> <p>今回外された第3次プランでの取り組みは、果たして目標が達成されたから外したのか、目標達成が困難だから外したのか、検証が必要である。</p> <p>3, 「行政が推進力」について</p> <p>「行政が推進力」と称して、行政が率先して取り組むべき当たり前のことが次の6項目挙げられている。</p>

取組 No6 市役所における職場環境作り (男性の育児休業を推進 介護休暇・有給取得、長時間労働の解消)

7 産前産後休暇・育児休業取り組み者への研修の実施及び情報提供 (概要 略)

1.1 女性管理職比率の向上 (概要 略)

1.5 職員研修の充実 (男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修の充実)

1.6 男女共同参画の視点に立った行政運営 (概要 略)

2.2 市役所における職場環境作り (男性の育児休業を推進 介護休暇・有給取得、長時間労働の解消)

市役所が率先してやることに異議はないが、「公務員はいいよね」で終わってしまっただけは何もならない。これらのことが一般企業の中でどうしたら実現できるのか、そのための施策が必要なのではないか。実施機関が「市」とのみ書かれていて事業者や教育機関への働きかけは考えていないようだ。まさか取り組みやすいものをプランに入れていったというわけではないだろうが、安易な姿勢が見える。

4、14p 「計画の特徴」について 今、この時期に重点目標を絞るのは施策の後退。
本文より

- ① 男女共同参画社会の実現をより一層加速化するために、
 - ② 「条例」の施行により、
 - ③ 市と市民、教育関係者、事業者及び、地域活動団体が一体となって取り組むために、
- 重点を絞った計画とします。

とあるが、これは全く逆で、①②③を鑑み、「条例」の理念に基づきしっかりと重点目標を掲げ、予算を付け、具体的・かつ有効な取り組みを計画しなければならないはずである。

まして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「八王子市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に位置付けられ、多岐にわたるよりきめ細かな取り組みが求められている。重点目標を絞り、これまでより取り組みを大幅に減らすことは、施策の後退であり、時代に逆行するものと言わざるを得ない。再考すべきである。

まず、リプロダクティブ・ヘルス・ライツは重点目標に取り上げるべきと考える。

5、14p (1) 重点的に取り組むための目標 の表現について

それぞれの語尾を「しよう」「なくそう」という他主体へ呼びかける表現は市の施策として不適切である。

目標は八王子市としての施策として実現・達成を目指す水準が明記されるべきである。

6、14p (2) 年次の評価と公表

評価は「条例」の基本理念、および関連法の基本理念に基づいて行われるべきである。

	<p>評価の視点がよくわかるように、「条例」の基本理念、および「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念を資料の中に掲載しておくべきである。</p> <p>7, 15 p 体系図 体系図に第3次プランにあった推進体制を明記し、推進の中心としての男女共同参画センターを位置付けるべきである。</p> <p>8, 15 p 表現及び内容について 体系図の課題2-1 日本の男女格差をもっぱら人々に意識の問題にするのはおかしい。 課題3-1 DV被害者の状態はさまざまである。この記述はここで挙げるのは不適切</p> <p>9, 15 p 総合的な子どもたちへの教育が抜け落ちている。 第3次プランでは大きな柱として位置付けていた子どもの教育に関して後退している。取り組みの方向2-1(2)に子どもへの意識啓発があげられてはいるが、施策としては、取り組みの8・17「キャリア教育」・33・39「命の安全教育」のみである。 幼児から男女平等教育、性教育は進められなければならない。「条例」でも子どもへの教育は重視されている。</p> <p>10, 16 p 指標の一覧 第3次プランでは17項目あった指標項目が9項目しかない。重点目標を絞ったことで減らしたのかもしれないが、減っただけでなく内容が変わっている。これらは一貫させて調査することで、意味があるはず。第3次プランの項目に戻すべきである。 追加として、今回新しく「条例」が設置されたので、「条例」の認知度を加えることは意味がある。</p> <p>11, DV 被害者支援を行う民間団体への支援の実施を明記すべき</p> <p>12, 「支援法」で努力義務となっている「配偶者防止センター設置」について考えを明記すべき。</p> <p>13, 困難を抱える女性への支援の相談メニューを具体的に。 さまざまな相談メニューとあるが、具体的にどんな相談体制があるのか所管を明らかにすべき。</p>
11	<p>1 計画の特徴について (II-3) 「市と市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって取り組むために」重点を絞った計画との文言は意味不明であり、計画の内容に片寄りがある。又「行政が率先して取り組むことが市全体の推進力となる」とあるが、これが今迄積み重ねてきた第4次プランの特徴なのでしょうか。</p> <p>2 重点的に取り組むための目標について (II-3-(1))</p>

	<p>「しよう」「なくそう」という目標の表現は不適切であり違和感を覚える。他に向けての呼びかけになっている。目標とは施策の実現を明確に示す方向性を明らかにした表現にすべきである。</p> <p>3 実施機関について</p> <p>実施機関が全て「市」となっているが、担当所管を明記し、責任の主体を明らかにすることが必要である。特に推進の主流である男女共同参画センター（男女共同参画課）をプランに明記すべきである。</p> <p>4 性別による固定的役割分担意識の変革について（Ⅲ-2-1）</p> <p>(1) “意識啓発”という語が多用されているが、この文言は適当でない。 ※国語辞典（三省堂）より 〔啓発〕 教えて知識を開かせること 類：啓蒙 〔啓蒙〕 無知な人に知識を与えること 類：啓発</p> <p>(2) 非常に重要な取組みであるにもかかわらず“子どもへの意識啓発”、“大人への意識啓発”の取組が非常に不十分で後退している。（1の「計画」の特徴で述べている）</p> <p>(3) “子どもへの意識啓発”の取組みではキャリア教育のみがあげられている。日頃からの継続的な人権教育、男女平等教育を重視すべきである。</p> <p>(4) “大人への意識啓発”の主な取組みとして子どもに関わる大人の問題としてしか揚げられていない。重視すべきである。 根強い固定的役割分担意識の変革のためには人と人との出会い、学び（気づき）、問題（課題）解決に向けての取組みなど、継続的且つ多角的な学びの場や交流の場づくりが必須である。行政の役割、取組みとして重視すべきである。</p> <p>(5) DVや性暴力などを根絶しようについて（課題3） 被害者支援を行う民間団体との連携・支援は非常に重要である。具体的に明記すべきである。</p>
12	<p>II 計画の基本的な考え方 1 の理念と目標について</p> <p>男女平等意識の確立を男女共同参画社会の実現と共に目標に掲げる。</p> <p>(理由)</p> <p>第3次プランでは、SDGsに基づき男女平等意識の確立が男女共同参画と共に目標としてあった。目指す社会は男女平等社会（ジェンダー平等社会）であって、その実現のための男女共同参画である。基本的な考え方にジェンダー平等について明記すべきと考える。</p> <p>II 計画の基本的な考え方 4 体系図</p> <p>推進体制を男女参画センターと明記する。</p> <p>(理由)</p> <p>4次プランを責任持って推進する主体として、男女共同参画センターを位置づけるべきである。</p>

	<p>Ⅲ計画の内容の 取扱いの方向性について 実施機関に第3次プランにあった担当所管を明記する。 (理由) ・実施機関の責任を明らかにする。 ・市民がプランに基づいて要望をあげる時どこに話を持っていけるか不明になる。</p> <p>Ⅲ-重点目標2-1-(2)子どもへの意識啓発 男女平等教育（ジェンダー平等教育）の推進を追加 (理由) 八王子市男女共同推進条例では、教育分野への働きかけが重要であり、教育関係者の責務が示されている。4次プランでは3次プランにあった幼児期からの男女平等教育の推進、学校教育における男女平等教育の推進がなくなっていて、キャリア教育のみとなっている。幼児期からのジェンダー平等教育は必要。</p> <p>Ⅲ-重点目標3-2-(4)安全・安心な暮らしのための意識啓発 包括的性教育の実施を追加 (理由) 性暴力・性の商品化の防止、性の多様性の尊重の為にきちんとした教育が必要。</p>
13	<p>まず全体的なところで、 体系図が第3次と項目建てが違いわかりにくい。 第3次では基本目標があり、その下にめざす姿1, 2, 3があり、それぞれに重点課題があり、そのための施策が書かれていた。しかし第4次では基本目標の下に重点目標が書かれ、その下に（重点目標を達成するための）課題が書かれている。課題があるからこそそのプランなので、（課題解決に必要な）取組の方向性ではなく、（課題解決に必要な）施策をきちんと書いて欲しい。 また、それぞれの指標、数値目標が達成されたのか未だ道半ばなのかもわからない。例えば重点課題1の男女平等と男女共同参画の意識づくりにおいて、性別による固定的な役割分担に「反対、どちらかのといえば反対」と思う人の割合は平成35年度（令和5年度）の目標の70%に達したのか、配偶者からの暴力（何度も、一、二度を含めて）を受けたことのある人の割合は0%になったのか等。 重点目標は市の施策としてのプランなので、主語は市のはず。「～しよう」「～をなくそう」では市民が主語になってしまう。 第3次プランのように「～の推進」「～の根絶」「～の形成」のように書くべきだと思う。また実施する機関は「市」なのは当たり前なので、「所管課」を明記すべき。所管課が書かれていないと取組が進んだのか進んでいないのか、進捗状況がわからない。 具体的な課題について気になるのは、教育分野がキャリア教育のみになっていること。 世の中にどんな仕事があり、その為にはどんな勉強が必要か、早くから考えそのために努力するということは大事なことではあるが、その前提としてどこでどんな風に働けば自分の人生にとってやりが</p>

	<p>いがあり、ひいては社会貢献ができるのかということを考えさせるのが、教育にとって一番大事なことだと思う。</p> <p>最後に「配暴センター」の設置と女性相談員の質の向上、女性相談員の安定した身分保障を強く希望します。</p>
14	<p>1. 計画の基本的な考え方について</p> <p>(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツを基本的な考え方の柱にすること。</p> <p>八王子市男女共同参画推進条例第3条(5)として、条例の基本理念に「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」が規定されているが、基本的考え方及び重点目標とされていない。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは全施策に貫かれる理念であることは国際的な流れであり、性暴力や性被害が後を絶たない現在、この取り組みの充実が急務である。</p> <p>安全・安心な暮らしのための意識啓発だけでなく、重点目標とすべきである。具体的には、AV被害、SNSなどへの対応、リテラシー教育、性に関わる健康と妊娠・出産、避妊についての知識ならびに情報提供、自分の身を守るためのスキルと情報提供などの施策を実施すべきだ。</p> <p>(2) 第3次プランでは、SDGsに基づき男女平等意識の確立を男女共同参画と共に掲げていた。目指す社会は男女平等社会(ジェンダー平等社会)であり、その実現のための男女共同参画社会である。基本的な考え方にジェンダー平等について明記すべきだ。</p> <p>(3) 重点目標は「参画しよう、制度・慣行をなくそう、根絶しよう」と八王子市が主体ではなく他主体への呼びかけになっており、不適切である。重点目標は八王子市として施策によって実現・達成を目指す水準が明記されるべきだ。</p> <p>例えば、重点目標1：参画が不十分だった分野への参画拡大 重点目標2：制度・慣行をなくす 重点目標3：人権が尊重され、性別に基づく暴力のない社会の実現。暴力を根絶する。</p> <p>2. 取組2-1 子どもへの意識啓発について</p> <p>(1) 子どもへの意識啓発については、八王子市男女共同参画推進条例第6条において、教育が果たす役割が重要であるとして教育関係者の責務が明記されている。第4次プランにおいては、第3次プランでの「幼児期からの男女平等教育の推進、学校教育における男女平等教育の推進」がなくなり、意識啓発として子どもへのキャリア教育の取り組みのみが掲載されている。第3次プランの男女平等教育の推進を継続し、第4次プランに追加すべきである。さらに多様な性自認をベースに一人一人が差別されずに自己肯定感を高める取り組みやリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を基本とした生命の安全教育に限定されない包括的性教育の実施も追加すべきである。</p> <p>3. 困難を抱える女性への支援について</p> <p>(1) 2024年4月施行の「困難を抱える女性への支援に関する法律」に関する国の基本方針では、男女共同参画計画等政策的に関連の深い計画と一体のものとして策定することができるとはなっている。その場合に「女性であることに起因して、日常生活及び社会生活において困難な状態に陥りやす</p>

	<p>い女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている法の趣旨に従い、本基本方針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要」とされている。この基本姿勢を踏まえて策定されるべきである。</p> <p>(2) 国の基本方針にある「当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題の把握」が出来ていないため、第4次プランは計画に具体性が欠け、実効性ある施策が描けていない。特に「女性の尊厳を傷つけ、女性の人格を軽視するものである性暴力、性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けたものに対する支援は重要」である、しかしこれまで取り組みがなされてこなかったことも多い。例えば性的搾取の業態等の実態について市としても調査し、支援が不足している点を明らかにして、施策化していくなど、段階的な充実もプランに盛り込むことが必要である。</p> <p>(3) 他施策における女性の支援状況を把握する必要がある。</p> <p>例えば、保健福祉センターにおける特定妊婦に対する産科受診支援（初診費用）の実施状況や、人工妊娠中絶相談への対応状況等は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの支援に重要であり、その周知がされているか、女性相談部署との連携はできているかについても評価することにより、他施策の活用によって女性支援の充実を図ることができる。</p> <p>子ども家庭支援センターの支援も、子どもの視点からだけでなく、母親である女性の視点から支援を見直し、女性相談支援員が母親である女性の立場からの支援を実施する。そのような視点で、他施策における困難な問題を抱える女性への支援を抽出し把握する作業を行うことが必要である。</p> <p>(4) 相談体制の充実に関する具体化が必要である。</p> <p>①八王子は市域が広いため、地理的に相談しにくい地域がある。女性相談支援員（現婦人相談員）を各事務所に配置する、専門職を登用する、研修等により人材育成を行う、専門職による正職員化などにより身分保障を図るなど、相談体制の充実についての具体化が必要であり、プランに明記すべきだ。</p> <p>②新規事業である取組No.37「回復にむけた心理的ケア」については、心理職の心理職の配置を行うこと。回復支援は心理ケアに限定されないため、心理職と女性相談等の他部署のソーシャルワークとの連携も視野に入れる必要があることをプランに盛り込むべきだ。</p>
15	<p>I 計画の策定にあたって</p> <p>① (p6)男女共同参画を取り巻く動向の国の動きに、選択議定書の採択に至っていないことに触れられていない。明記すべき。</p> <p>② (P7)令和5年（2023年）6月には、同意がない性行為が犯罪になることが明確化された、との記載がある。しかし、前段で名称変更を記載しているため、ここでもきちんと名称変更を記載すべき。「強制的性交罪等」が「不同意性交罪等」に名称が変わったので正確に明記すべき。今は、「強制的性交罪等」という罪状はない。</p> <p>③ (p10)地方公共団体の動きの中で、配偶者暴力相談支援センター設置についての記載がない。2007年DV防止法改正により市町村の努力義務になっており、23区では既に20区において設置されている。多摩30市町村では設置がなく、23区との格差が生じている事は課題として明記すべき。</p> <p>II 計画の基本的な考え方</p>

3. 計画の特徴

① リプロダクティブヘルスライツをプランの基本的柱の一つとすべきである。

プラン策定の趣旨として、条例に基づき重点を絞った計画としたとのことだが、条例の6つの基本理念のひとつに、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 が規定されているにもかかわらず、重点目標に取り上げられていない。条例での取り組みを具体化するためにプランであるのではないか。

性暴力、性搾取被害が後を絶たない現在、条例にも掲げたリプロダクティブヘルスライツの取り組みを一層充実される必要が急務である。安全・安心な暮らしのための意識啓発 という施策の方向性の取り組みの中で言及されているが、不十分である。条例の基本理念でもあるのだから、きちんと重点目標に掲げ、多くの施策を実施すべきである。

具体的な施策としては、AV被害、SNSなどへの対応や、リテラシー教育、性に関わる健康と妊娠・出産についての知識並びに情報提供、自分の身を守るためのスキルと情報提供などの施策実施を求める。避妊についてもしっかりと施策の中に位置付けてほしい。

② 行政が実施する施策プランなのに、重点目標が、～しよう、～なくそう、～しよう

となっていることに違和感を持つ。他人事みたいであり、行政の実施の意思が感じられない。

きちんと、男女が共に参画できる社会を目指す、制度・慣行をなくす、暴力などを根絶する とすべきである。プラン策定の趣旨として、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって男女共同参画社会の実現をより一層加速化させるとなっているが、あくまでもこの計画は八王子市の施策プランであるので、行政が何をするのかを明確に記載しなければならないと考える。

4. 体系図

① このプランを推進する推進体制が明記されていない。無責任になりかねない。第3次プランのように、しっかりと明記すべき。

② このプランの推進体制のひとつとして、男女共同参画センターの運営 を記載すべきである。第3次プランではそのように記載されているし、削除する理由がない。男女共同参画センターの運営について、しっかり明記してください。

③ このプランの進行管理はどこが行うのか。不明である。一時的には担当部署であるが、ジェンダーの主流化を図るために、しっかりと男女共同参画課がアドバイスするなどの進行管理を担う必要がある。その意味で男女共同参画推進会議の位置づけ、事業評価事業、ならびに各担当課長連絡会の位置づけなどがなされていないのは問題である。追加すべきである。ちなみに、第3次プランでは、きちんと記載されていた。

④ 重点目標1 あらゆる分野に男女が共に参画しよう というが、いまさらといった感じ。これまでの20年間、何をやってきたのか と思う。これまでの施策の焼き直しとなっている。とても重点目標といえる内容でない。出産や子育てで離職した女性の再就職支援ではなく、離職しないで済むようにする手立てを考える時期ではないか。企業のセクハラ防止の取り組みが不十分。

⑤ 課題2-1 日本の大きな男女格差は、ポジティブアクションの不十分など政策や法制度のあり方、その他多様な要因の複雑な相互作用の結果であり、専ら人々の意識に帰すことに違和感を覚える。男女共同参画社会実現の加速化のために重点を絞った目標というが、意識変革は長年の課題であり、

かつ、なかなか変わらない分野でもある。力入れるべきは、制度・慣行の見直しである。つまり、固定的役割分担意識をなくす事を重点目標とすることに無理があるといえる。変更すべき。

⑥ 課題2-2 意識と行動と制度や環境は相互に影響・補強し合っているといえる。この記述では意識のありようが一義的原因でそれが行動選択や制度のありようを変えていくという、一方向の直線関係が想定されているように思われる。しかも意識を変えるためにやることが意識啓発との方向性を示しているが、意識啓発で意識が変わるなら、とっくにもっと生きやすい社会になっていただろう。つまり意識啓発で意識を変えることは無理。だから今回のプランでは、制度・慣行に切り込む と掲げているのだが、その内実は意識啓発しかない。これでは今までと何ら変わり映えしない。どのような制度・慣行が大きな妨げとなっているのか、という具体的な説明を記載してほしい。選択的夫婦別姓などがいい具体例だと思うので、コラムなどで追加するのはいかが。

5. 指標の一覧

① 第3次プランでは指標が17項目あったが、第4次プランでは9項目に縮小されている。しかも項目の内容が違っている。このような指標は当初の策定時から現在まで一貫させて調査しなければ、目標の進捗状況が不明となってしまう。第3次プラン通りの項目とすべきである。また、目標値の根拠の説明が必要。

III 計画の内容

① 重点目標1について・・・あらゆる分野において、男女が共に参画しよう という目標は古臭さく、いまさら感がある。市民に分かりやすく という事で、このような表現になったとしたら、市民を馬鹿にしているとしか思えない。なぜ、平等な関係での参画が進まないのか、それが問われていることであり、解決しなければならない事である。なので、目標は、あらゆる分野で男女がともに参画し、男女平等社会を目指す とすべき。

★取り組み1-1について・・・具体的施策の方向性として、

- ・再就職支援ではなく、働き続ける支援の充実を実施してください
- ・市内中小企業の育児休業取得に関する調査と働き続けられるためのサポートの充実を追加
- ・職場におけるセクシュアルハラスメント等の相談 とあるが、市が具体的にどのようなサポートをするのか明記すべき

★「行政が推進力」として施策がアピールされているが違和感がある。行政がモデルケースとなるのは当たり前のこと。計画とは、市が目標実現のためにどのようなことを実施するかという市民への約束であり、行政の内部環境をよくすることは、プラントは基本的に関係ない考えるため。

★実施・連携のところであるが、市のどの部署が担当するのか、明確に記載してほしい。

計画全体に言えることなので、すべての実施・連携のところ具体的に担当所管を明記すること

②重点目標2について・・・制度・慣行の見直しと言いながら、意識啓発での取り組みになっている。これでは変わらない。制度や慣行の見直しについての議論が推進会議で議論されてきていない。重点目標2、ならびに施策の方向性に対し、大幅変更を求める。意識啓発で、意識を変えられると本当に考えているのでしょうか。お聞きしたい。アンコンシャス・バイアスに重点を置きすぎている。内閣

府の調査ではなく地域性のある現実の調査に基づくべきである。

★コラム2の引用について。なんで2012年の東日本大震災事例をここで出すのか。防災における男女共同参画はそれなりに進んできている。その評価はどうなっているのか。ここで取り上げるのにふさわしくない。もっと、新しい課題を提供すべきである。

★取り組み2-1 子どもへの意識啓発については、八王子市男女共同参画推進条例において教育分野への働きかけが重要と、教育関係者の責務が項目としてある。第4次プランにおいては、第3次プランにあった幼児期からの男女平等教育の推進、学校教育における男女平等教育の推進がなくなり、意識啓発の施策として子どもへのキャリア教育の取り組みのみが掲載されている。男女平等教育を追加すべき。さらに多様な性自認をベースに一人一人が差別されずに自己肯定感を高める取り組みや包括的性教育の実施も加える必要がある。

★取り組み2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し として、掲げられている施策は、いずれも、他の項目で取り上げられているものばかりである。これでは施策の方向性と言えない。制度や慣行の見直しが必要であるとしても、どうしたらそこへ到達するのか示されていない。計画になっていない。

★意識啓発の文言については、「啓発」には低い状態の理解・認識を高めるニュアンスがあり、上から目線にみえる。学習機会や情報の提供にしてはどうか。

③ 重点目標3について・・・DVや性暴力などを根絶しよう という目標だが、主語はだれか、わからない。市のプランなのだから、市が主語とするならば、根絶させるあるいはする となる。訂正していただきたい。

★課題の記述のところで、DVを狭くとらえている。目標のところでもそうだが、DVではなく、きちんと配偶者等（恋人、ストーカーなども入る）からの暴力 と表記したほうがいい。施策の方向性のところでは、配偶者等となっている。統一性がない。

★取り組み3-1（1）として、被害者の早期発見 の取り組みがある。その実施・連携として、市民 と記載されているが、市民に通報義務を課すという事か。説明していただきたい。

★同じく、地域で活動している支援者等に研修を実施、の取り組みがある。その実施・連携として、地域活動団体 と記載されている。どういった団体を想定しているのか、詳しく説明してください。

★相談件数が減少している。相談体制をより強化することが重要である。専門スキルを持った人材の強化、他機関との密接な連携が必要。メニューを広げることは取り組む とのことだが、相談体制の拡充と深化となる施策を求める。つまり、なぜ相談件数が減少しているのかの分析がないから、現状の課題に対して、適切な施策を展開できていないのではないか。

★中核市であることから、配偶者暴力相談支援センターの設置を求める。

*第3次プランでその機能を検討されていたのだが、どうなっているのか。

★取り組み3-1（3）関係機関と連携した切れ目ない支援 で、これまでDV支援を実施してきている民間市民団体等への場所等の支援 の記載がなくなっている。きちんと掲載すべき。

★取り組み3-1（3）関係機関と連携した切れ目ない支援 で、被害者の安全確保のための支援 として、緊急一時保護の取り組みがある。民間シェルターへの補助金交付について、本当に安心できる

場所への支援に活用してほしい。民間シェルターへの運営補助を明記すべきである。

③重点目標3 課題3-2 取組3-2(p42)困難を抱える女性等への支援について・・・

困難女性支援法（2024年4月施行）の趣旨が理解されていないまま、計画に取り込んでいる。法の第3条を見よ！ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする、これが基本理念。これに基づいての施策にすべきではないか。この法に対して、八王子市としてどのように取り組むのが、明確に記載されていない。まずは「人権擁護」「男女平等の実現」の言葉を説明文に追加明記すべき。

課題3-2の説明文で、女性の尊厳を傷つけ、女性の人格を軽視するものである性暴力、性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けたものに対する支援は重要」という。しかしこれまで取り組みがなされてこなかったことも多いので、具体的な施策に結びついていない。そこで例えば性的搾取の業態等の実態について市としても調査し、支援が不足している点を明らかにして、施策化していくなど、段階的な充実も基本計画に盛り込むとよいのではないか。

★取組3-2 困難を抱える女性等への支援についての基本的考え方として、国の基本方針では、男女共同参画計画等政策的に関連の深い計画と一体のものとして策定することができるとはなっているが、その場合に「女性であることに起因して、日常生活及び社会生活において困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている法の趣旨に従い、本基本方針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要」とされている。この基本姿勢を踏まえて策定されるべき。今回、提案された中身は非常に薄っぺらで現状分析もできていないと思われるし、法の理解も十分ではない。取組3-2全体を削除して、再検討後に支援法に基づく八王子計画を策定するというのも一案と考える。

★取組3-2（1）困難女性支援は、孤立・孤独を防ぐこととイコールではない。困難女性のニーズが把握されていないのではないかと思う。ニーズをどのようにとらえての施策なのか、具体的につながりが見えるような施策にすべき。国の基本方針にある「当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題の把握」が出来ていないため、計画に具体性が欠け、実効性ある施策が描けていない。どうやって早期発見するのか、施策がかみ合っていない。

女性相談支援員（現婦人相談員）や女性のための総合相談における相談実態の把握と分析が必要。その場合、年齢・国籍・婚姻の状況等の属性・居住地域・相談内容（主訴だけでなく複合的な問題を把握する）の種別などの統計から、どのような年齢層や地域が相談にアクセスしにくいのか等の課題を明らかにし、支援に繋がりにくい女性に支援が届く方策を具体化する。若年層など相談に繋がりにくいことが自明な層への働きかけは、すぐに施策化できるし、必要性も高いので、基本計画に盛り込むべきである。

★取組3-2（1）早期発見に向けた取り組みが新規事業となっているが、協働が可能な民間団体とその活動状況の把握がされているのか明らかでない。民間団体は財政基盤の脆弱であるため、運営を継続するにあたっての地方公共団体による支援が必要と、国の基本方針にも書かれているので、本市においても予算化していくべき。

★取組 3-2 (1) 地域で活動している支援者等に対して研修 となっているが、どのような団体を想定しているのか。民生委員を想定しているのか。そして、研修を受けた民生委員が、困難女性支援法の相談の窓口、とお考えなのか。市の見解をお聞きする。民生委員がその役割をできるとは思えない。

★取組 3-2(2) 様々な相談メニューの実施というが、相談するとどういった支援につながるのか、明示されていない。困難女性のための相談 って、どんなイメージなのか。アウトリーチするのか。回復の道筋を示せるような相談になるのか。自己決定の場にしていく事ができるような相談体制をどう組めるのか。より具体的な相談体制の提示が必要だ。専門的支援ならびに人材確保についての市の考え、具体策がない。今のままでの相談体制で、困難女性への支援ができるとは思えないので、具体的な人材配置について明記すべき

★女性相談支援員の増員と資質向上

八王子は市域が広いと、地理的に相談しにくい地域があることが予測できる。女性相談支援員（現婦人相談員）を各事務所に配置する、専門職を登用する、研修等により人材育成を行う、専門職による正職員化などにより身分保障を図るなど、相談の充実に関する具体化が必要

★取組 3-2 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援 で心理的ケアの取り組みがある。心理色の配置を行うのか、お聞きする。また、回復のケアは心理的ケアだけでなく。女性相談等の他部署のソーシャルワークとの連携も視野に入れる必要があるが、どのように考えているのか。

★取組 3-2 支援調整会議の設置、関係機関を明記する。支援調整会議を実施する際の調整を担当する部署についても、現場の女性相談支援員が積極的に出席できるようにする必要がある。

★取組 3-2 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援 で八王子版ネウボラの記載がある。しかし、困難女性とは、こういった支援体制から外れた人。ここに記載することの違和感がある。必要なのは、保健センターにおける特定妊婦に対する産科受診支援（初診費用）の実施状況や、人工妊娠中絶相談への対応状況等は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの支援に重要であり、その周知がされているか、女性相談部署との連携はできているか、である。

他施策の活用によって女性支援の充実を図ることができる工夫を明記されたい。

★取組 3-2 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援 子ども家庭支援センターの支援も、子どもの視点からだけでなく、母親である女性の視点から支援を見直し、女性相談支援員が母親である女性の立場からの支援を実施する。そのような視点で、他施策における困難な問題を抱える女性への支援を抽出し把握する作業を行うことが必要。こういった市役所内部での連携についての具体的体制を構築すること。

★取組 3-2 (4) 安全・安心な暮らしのための意識啓発 で生命（いのち）の安全教育の実施が掲げられている。しかし現在の「いのちの授業」の実施で大丈夫なのかの検証が必要。私としては、中絶や避妊、婚外妊娠、育てられない場合の対応など、いのちのもう一つの側面をしっかりと学ぶことの必要性を感じている。だからこそ、自分自身の体と心を自己決定権を本人がきちんと持つ という、リプロの視点がないとエンパワーされない。意識啓発や情報提供だけでなく、もっと多様な施策を展開すべき。例えば、避妊について、CAP の取り組み など。

	<p>★全体への意見・・・第3次プランより後退している。取組プランが63、推進体制プランが8つ、計71の施策を実施していた。第4次プランでは、取り組み42、うちダブりが7つあるので、実質35の施策プラントになっている。半減である。新たな支援法に基づく計画も兼ねているというにもかかわらずである。なぜ、ここまで施策減となったのか。説明していただきたい。男女平等が前進して施策の必要がないというのなら、その評価も併せて求めます。</p> <p>★全体への意見・・・「人権尊重」「男女平等社会の実現」といった、憲法を始めとしたDV防止法や困難女性支援法などの基本理念がどこにも書き込まれていないことはとても残念です。その趣旨にのっとっているという事でしょうが、きちんと言葉として、書き込むことによって、より徹底させることになるので、検討してください。</p>
16	<p>「男女共同参画社会の実現をめざして」一何故、男女平等（今ではジェンダー平等という表現が多くなってきてますが）という言葉が出てこないのか？現在では男・女と二分するのではなく、多様な性という考えがあたり前になっています。高崎市のホームページではジェンダーの平等という事にも言及し、すべての市民の平等を目指すような方針が示されています。男・女ではない性の存在も含めて、共に生きることを学校教育でキチンと教えることは大変重要と思います。真の平等をめざす八王子市であって欲しいです。</p>
17	<p>八王子プランはこの間改定を重ね、第3次プランまで作成してきた。それを前提として第4次プランを改善すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配暴センター機能の検討」が削除されている。これは時代に逆行するものです。 <p>多摩地域では、いまだゼロ、中核市の八王子がまず設置すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者支援についても民間支援を民間シェルターなど具体的に記載していた。 <p>今回は具体的記載がなく、今後はDV被害だけでなく困難を抱える女性などへの支援は民間団体との連携や活動支援が必要となるのは必至、市のやる気を示す記載を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等もリプロダクティブ・ヘルス&ライツもあらゆる施策において根幹をなす目標です。推進体制を設け、男女共同参画センターが主たる責任であることを明記すべきです。そもそも、プランは差別撤廃、基本的人権の保障のためにあることを充分記載の上、プランに反映させてください。
18	<p>八王子市の「男女が共に生きるまち八王子プラン」実行に際して、中央大学女子ラクロス部が共同で女性参画ができると考えることを以下に述べます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.女性アスリートの活躍を広く発信 <ol style="list-style-type: none"> ①女子ラクロス部の試合や活動をメディアを通じて発信することで、女性アスリートの活躍を多くの人に知ってもらうことができ、女性の社会進出に貢献できる ②中央大学女子ラクロス部のユニフォームに「八王子市」のロゴを掲載 2.八王子をラクロスの街にする <ol style="list-style-type: none"> ①八王子の子どもたちにラクロス教室の開催（湘南、市原、大田、横浜、浜松、所沢、いわき等のキッズラクロスがある） ②競技場が八王子市にはたくさんあるので、国際大会などで利用する。 ③女性のラクロス選手を地域の観光PRに活用

	<p>3.女性アスリートの就職支援企業の参画</p> <p>①アスリートの方々が自分の競技に集中できるような就職支援を行う</p> <p>②女性アスリート向けの説明会やセミナーを行う</p> <p>以上が女子ラクロス部と八王子市が共同でできる女性参画だと考えました。</p>
19	<p>① 男女共同参画という名称ではなく、ジェンダー平等という名称の方が、目指す目標が明確になるように思います。</p> <p>② まず、市の職員のみなさんがこの課題についてしっかり研修し、市民への対応を心がけていただくことが必要と思います。</p> <p>③ 子どもたちへの教育が大切だと思うので、教職員の研修課題として重視して欲しい。</p> <p>④ 女性が安心して働くため、保育園、学童保育の充実が重要なので、施設整備と増設職員の確保を、市の重要施策として取り組むべきだと思います。</p> <p>⑤ 生理用品など、女性のみの経済的な負担を解消するため、公共機関や学校のトイレのすべての個室に備えることが必要と思います。</p> <p>⑥ 有期職員採用をやめ、正規職員として安心して働き続けることができるようにし、必要な研修の機会を保障することが必要と思います。</p>
20	<p>1. プラン全体として</p> <p>・第4次プランは第3次までのプランの進捗を検証し、それをいかしてまだ達成できていないものは残すべきだと思います。達成できていなくても今回外すならその理由も明確に示すべきです。同じく変更する場合もその理由を明記すべきです。</p> <p>この第4次プランは「男女共同参画推進条例」ができた後初めてのものです。「男女共同参画」はジェンダー平等社会（男女平等社会）を実現するための一つの施策ですが条例ができたために、「男女共同参画推進」を目的としたプランになってしまっていて第3次プランより大きく後退しています。第3次プランの検証をしっかり行い、第3次プランを更に進めたプランにしていくことを求めます。</p> <p>それは、「男女が共に生きるまち八王子プラン」は「男女共同参画の推進」のためにあるのではなく、「ジェンダー平等社会の実現」のためにあると思うからです。</p> <p>2. 計画の基本的な考え方・計画項目について p11～17</p> <p>・基本目標を「人がひととして尊重されいきいきと暮らせるジェンダー平等社会の実現をめざして」にしてください。</p> <p>それは、「男女が共に生きるまち八王子プラン」の目標は「男女共同参画の推進」ではなく、「ジェンダー平等社会の実現」であり、目標をどう定めるかはプランを作成するうえで大変重要と思うからです。</p> <p>・「リプロダクティブヘルスライツ」をプランの基本的柱とすべきです。</p> <p>条例の6つの基本理念のひとつに、リプロダクティブヘルスライツが規定されていますが、重点目標にはなっていません。性暴力や性被害が後を絶たない現在、この取り組みの充実が急務であることは明白です。またリプロダクティブヘルスライツは全施策に貫かれる理念なので、安全・安心な暮らし</p>

	<p>のための意識啓発（p47・51 取組 33・39）のみでなく、重点目標に掲げられることを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に第3次プランにあった担当所管を明記し、実施機関の責任が明らかになるようにすること、ジェンダー主流化を図るためプランの進行管理を男女共同参画課が担うことを明記すること、また推進の中心として男女共同参画センターを位置づけることを求めます。 ・第3次プランでは、SDGsに基づき男女平等意識の確立を男女共同参画と共に掲げていました。めざす社会はジェンダー平等社会（男女平等社会）であるので、基本的な考え方にジェンダー平等について明記することを求めます。
21	<p>1. 市は、2023年4月1日に、八王子市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）を施行した。その基本理念は次の6つである（条例第3条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人の人権の尊重と多様な生き方の実現 ② 社会における制度又は慣行についての配慮 ③ 立案及び決定過程への共同参画 ④ 家庭、学校、職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画 ⑤ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 ⑥ 個人の尊厳を害する暴力の根絶 <p>そして、条例第4条は「市は前条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。</p> <p>よって、第4次プラン策定にあたっては、上記6つの基本理念を柱として構成すべきである。</p> <p>しかし、第4次プラン素案の挙げた重点目標は3つのみであり、この中に6つの基本理念すべてが含まれているかが明確でない。重点目標には、基本理念との関連が明瞭となる記載をすべきである。</p> <p>また、第4次プランが、初めて条例に基づいて策定されるものであることも明記すべきである。</p> <p>2. 八王子プランは1989年以降改定を重ね、第3次プランまで策定されてきた。目標達成により削除される項目があるとしても、達成前に削除すればそれは後退と言わざるを得ない。</p> <p>よって、第4次プラン策定に当たっては、当然、第3次プランを前提とし、さらにそれを改善すべきであると考えます。</p> <p>3. P.10「地方公共団体の動き」の中で、配暴センター設置が2007年DV防止法改正により市町村の努力義務となっており、すでに23区では20区において設置されていることを記載すべきである。なお、多摩30市町村ではまだ設置がなく、23区との格差が生じている。</p> <p>4. 第3次プランではSDGsとの関わりのページがあり、ジェンダー平等が国際的な共通目標の一つであることが明記されている。これは第4次プランでも再掲すべきである。</p> <p>5. P.14重点目標において「しよう」という表現を用いるのは市の施策としては不適切である。「しよう」「なくそう」というのは他者に呼び掛ける際に用いる表現であって市の責務を示す表現では</p>

ない。

第3次プランのように「～の推進」「～の根絶」「～の形成」という名詞を用いるべきである。

6. P.15 の体系図の課題3-1では、DVの一例が記載されているが、DVの態様は様々で必ずしもこの例だけには限らない。課題として一例を挙げてしまうと、DVについて誤解を招いたり、その施策が限定的なものになってしまうおそれがある。

よって、課題にはむしろ具体的な事例の記載はせず、一般的抽象的な表現にとどめ、施策の中で様々な例に対応できる具体的なものを挙げるべきである。

7. P.16 指標の一覧は、第3次プランでは17項目あったが、第4次プランでは9項目に縮小されている。しかも項目の内容が違っている。

しかし、このような指標は当初の策定時から現在まで一貫させた上で、指標に基づいて調査しなければ、目標の進捗状況が不明になってしまう。第3次プラン通りの項目とすべきである。

なお、条例制定後の初めてのプランなので、新たに条例の認知度の指標を挙げるべきである。

8. 実施する機関は、「市」ではなく、第3次プランと同様に所管課を明記しなければ責任主体が不明確となる。

9. 「行政が推進力」という強調は違和感がある。

行政はあくまでも市民のための施策実施の責任者であって、行政がモデルケースとなるのは施策以前的前提のはずである。これをプランのメインとすべきではない。

10. 教育についてのプランがかなり後退している。

第3次プランでは男女平等教育の推進が施策の方向として明記され、取組のNo1、2、3に詳細な概要が記載されていたが、第4次プランでは子どもの頃からの「キャリア教育」のみである。これでは根強い性別分業を打破することはできないと考える。第3次プランの男女平等教育の推進施策を維持すべきである。

11. 第3次プランでは取組数が63あり、さらに推進体制プランが8つあり、計71であった。

第4次プランは取組数は42、しかもダブリが7つあるため、実質35と第3次プランから半減している。

今回は、女性支援法という新法に基づく計画も含んでいるのに、増加せずにむしろ半減したのは、何を何故削減したのか、説明を求める。

12. リプロダクティブ・ヘルス・ライツは、条例の基本理念の1つであり、十分な施策が必要である。子どもを対象とした教育のみならず、あらゆる世代に対して十分な情報提供が必要である。

	<p>特に、「予期せぬ妊娠」は直ちに対策が必要な重要課題である。具体的な施策を盛り込むべきである。</p> <p>13. 第3次プランでは「配暴センター機能の検討」が取組に入っていたが、第4次プランでは削除されている。しかし、それは明らかに時代に逆行する。</p> <p>2007年、DV防止法改正により配置は市町村の努力義務となっている。既に東京23区内20区が配暴センターを設置しているのに、多摩の市町村では0である。中核市の八王子がまずは設置すべきである。</p> <p>14. 第3次プランではDV被害者支援につき民間団体への支援を具体的に記載していた。たとえば民間シェルターへの補助金の交付とか活動場所の確保である。</p> <p>第4次プランではそのような具体的記載がない。</p> <p>今後、DV被害者だけでなく困難を抱える女性等への支援のため民間団体との連携や活動支援はさらに必要となるのは必至である。第3次プラン以上の具体的施策を求める。</p> <p>15. 市は、2023年1月より養育費確保支援事業を開始している。これは養育費保証契約の保証料を一部補助する等の事業であるが、女性支援法に基づくプランとして、同事業の周知や、養育費不払いに対するさらなる実効性のある施策を策定されたい。</p> <p>16. ジェンダー平等もリプロダクティブ・ヘルス・ライツも、あらゆる施策において主流となるべき目標である。これをプランの中で明確化し、さらに第3次プランのように推進体制の項目を設け、その中で男女共同参画センターがその主たる責任を担うことを明記すべきである。</p> <p>条例第12条も、施策実施等のための拠点の設置を規定している。</p> <p>そもそもプランはまちづくりのためではなく、条例の基本理念に掲げられたとおり、差別撤廃、基本的人権の保障のためにあることを市が十分把握した上で、プランに反映されたい。</p>
22	<p>取組1-2について</p> <p>女性の参画を推進するために、クォーター制の導入について言及してほしい</p> <p>政治分野における女性の参画推進について、取り組がない。議会と共に取り組むべき課題を明記してほしい</p> <p>取組2-1について</p> <p>14 地域活動団体への意識啓発は、「町会・自治会」の組織体制の見直し支援など</p> <p>組織の在り方そのもの（婦人部がごはんづくり…など）を改善するよう、意識啓発にとどまらない具体策実施を明記してほしい</p> <p>取組3-1について</p> <p>33 いのちの安全教育はとても重要な取組。「性教育」としっかり明記し、学校での性教育を推進してほしい。</p>
23	<p>・男女の賃金格差を是正する1つの方法として正規職員をふやすことも必要だと思う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs でもジェンダー平等が目標となり国際的な流れとなっている。学園都市で学生が多い八王子なので、市として男女共同参画からもっと先に進めて、ジェンダー平等を明確にかかげてほしい。 ・「子どもへの意識啓発」について、「子どもへの勤労観や職業観を身につける」ことのみとなっている。男女平等、ジェンダー平等教育推進を盛り込んでほしい。さらに多様な性自認をベースに一人一人が差別されずに自己肯定感を高める取り組みや包括的性教育の実施も加える必要があると考える。 ・重点目標は「～しよう、～なくそう」と他主体への呼びかけになっている。目標は八王子市として施策によって実現・達成を目指す水準が明記されるべきと考える。
24	<p>○意見応募期間が忙しい師走の時期になり、ゆっくりプランを見る事が大変でした。日程に配慮してほしいです。</p> <p>○教育分野での取り組みでは、男女平等教育(ジェンダー平等)、多様な性自認を基にひとりひとりが差別されずに自己肯定感を高める取組みが大切、専門家からは包括的性教育の重要性が言われています。市としても、子ども達のために最良の施策を行ってほしいです。</p> <p>○困難女性支援法が施行されます。目的や理念を盛り込むべきと思います。相談件数目標を 1,000 件にと明記されてますが、体制の強化を強く望みます。相談から支援への道すじが見える様、人の配置は重要です。</p>
25	<p>1. 計画の策定にあたって 男女共同参画を取り巻く国の在り方について、国ははまだ選択議定書の批准をしていないがこのことに言及する必要がある。</p> <p>2. リプロダクティブヘルスライツについての位置づけがよわい。性暴力や被害がこれまでは被害者からの告発なども抑圧されてきていたとおもうが重大な問題として取り組みを重点項目とするべきである。AV]被害、SNS などへのアクセスやリテラシー教育など性にかかわる健康などについての知識などの情報提供を位置づけ実施することが必要である。 計画の推進体制についてははっきりと明記し、推進の中心を男女共同参画センターとすべき。</p> <p>3. 体系図について DV 被害者の置かれている受胎はさまざまであるが「DV は被害者であることを自覚しないまま周囲が気遣いしないまま深刻化してしまう」という記述になっているがきめつけた表現はふさわしくない。</p> <p>4. 社会において性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそうについて 幼児期からの男女平等教育の推進、学校教育における男女平等教育の推進を入れるべき。包括的性教育の実施は必須である。</p> <p>5. DV や性暴力を根絶しようについて 配偶者暴力相談支援センターの設置について、中核都市である八王子は当然設置することが必要でありプランに明記すべき。 「困難を抱える女性への支援の基本的な考え方」を国の基本方針に沿って記載し、女性相談員、女性総合相談員にとどまらず、それぞれの窓口も支援の考え方などの研修を位置づけるべき。 これまでは取り組みがなされてなかった性的搾取の実態なども市として調査し、どのような支援が必要かの検討を行い施策化してほしい。</p>

	<p>民間団体との連携についても財政的な援助と共に事業化することが必要 女性相談員の増員、正規の職員としての配置が求められる（各事務所に専門家を配置）</p>
26	<p>まず、プランの全体について</p> <p>★第3次プランより後退している。指標の一覧が17項目あったものが第4次では9項目に縮小され、項目の内容も違っている。このような指標は一貫性を持って、実施し進捗を調査し、積み重ねていくべきものである。第3次プランにおいて実施できなかったものを消してしまっている。これでは施策の前進はない。</p> <p>またプラン実施の具体性に欠けることが大きな問題である。</p> <p>★重点目標について「しよう」という表現はおかしい。市として市民に対し責任を持っていく施策の計画であるのに、市民に責任を転嫁しているように読める。</p> <p>以下、課題の3について、女性支援に関わってきた立場から述べたい。</p> <p>課題3-1</p> <p>1) 2023年度にはDV防止法の第5次改正があったにもかかわらず、それについての言及がなく、改正をどのように施策に反映していくか、市の窓口での相談に反映していくかが書かれていないので、記載されるべきである。</p> <p>2) DV被害者支援を行う民間団体への支援の実施を明記すべきである。第3次プランでは具体的に記載されていた。民間団体への補助金交付・活動場所の確保等は、3-2の困難を抱える女性等への支援に関する、女性支援新法の民間団体との協働にも関連して、必須である。</p> <p>3) 配偶者暴力相談支援センターの設置は支援法で努力義務となっているが、すでに都内20区で設置されている。中核市である八王子市は当然設置する必要がある、プランにきちんと明記してほしい。第3次プランでは設置検討となっており、その結果が示されていない。</p> <p>課題3-2</p> <p>1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の目的・理念が明記されるべき。 「女性の福祉の増進」「人権尊重」「男女平等の実現」「女性の意思の尊重と多様な支援を提供する体制づくり」「民間団体との協働」</p> <p>2) 国の基本方針では、男女共同参画計画等政策的に関連の深い計画と一体のものとして策定することができるとはなっているが、その場合に「女性であることに起因して、日常生活及び社会生活において困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている法の趣旨に従い、本基本方針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要」とされている。この基本姿勢を踏まえて策定されるべき。</p> <p>3) 「困難を抱える女性への支援の基本的な考え方」を国の基本方針に沿って基本計画に記載し、女性相談支援員、女性総合相談員だけでなく、他の部署の窓口も、「女性支援に必要な支援の考え方」を研修することが必要。</p> <p>4) 国の基本方針にある「当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題の把握」が出来ていないため、計画に具体性が欠け、実効性ある施策が描けていない。</p> <p>以下、具体的に述べる。</p>

①女性相談支援員（現婦人相談員）・女性のための総合相談における相談実態の把握と分析が必要。

*年齢・国籍・婚姻の状況等の属性・居住地域・相談内容（主訴だけでなく複合的な問題を把握する）の種別などの統計から、どのような年齢層や地域が相談にアクセスしにくいのか等の課題を明らかにし、支援に繋がりにくい女性に支援が届く方策を具体化する。

*若年層など相談に繋がりにくいことが自明な層への働きかけは、すぐに施策化できるし、必要性も高いので、基本計画に盛り込むべき。豊島区における「ピコカフェ」のような行政が予算化して若年女性の居場所をつくり、ゆるやかな関わりの中かで、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの観点からの啓発や相談を行うことは、ひとつのモデル。市として補正予算等で予算化することによって年度内にできる。

*相談内容や事例の分析は、他施策との連携状況にも着目する。相談員が必要な施策や情報にアクセスしやすい環境にあり、福祉、保健などの他部署との連携が円滑であるかも重要で、これについても評価し改善が必要な点を洗い出す。

*国の基本方針にあるように「女性の尊厳を傷つけ、女性の人格を軽視する者である性暴力、性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けたものに対する支援は重要」である、しかしこれまで十分な取り組みがされてこなかったことも多いので、例えば性的搾取の被害実態、性的搾取の温床となっている業態等の実態について市としても調査し、支援が不足している点を明らかにして、施策化していくなど、段階的な充実も基本計画に盛り込むとよいのではないか。

②他施策における女性の支援状況を把握する。

例えば、保健センター（性と健康の相談センター）における特定妊婦に対する産科受診支援（初診費用）の実施状況や、人工妊娠中絶相談への対応状況等は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの支援に重要であり、その周知がされているか、女性相談部署との連携はできているかについても評価することにより、他施策の活用によって女性支援の充実を図ることができる。

また、子ども家庭支援センターの支援も、子どもの視点からだけでなく、母親である困難を抱える女性の視点から支援を見直し、女性相談支援員が母親である女性の立場からの支援を実施する。

そのような視点で、他施策における困難な問題を抱える女性への支援を抽出し把握する作業を行うことが必要である。

併せて児童相談所や警察等、関係機関の相談等の分析からも、困難を抱える女性のニーズを明らかにする。

③早期発見に向けた取り組みが新規事業となっているが、協働が可能な民間団体とその活動状況の把握がされているのか明らかでない。民間団体は財政基盤の脆弱であるため、運営を継続するにあたっての地方公共団体による支援が必要と、国の基本方針にも書かれているので、本市においても予算化していくべき。

5) 女性相談支援員の増員と資質向上について明記する。

八王子は市域が広いと、地理的に相談しにくい地域があることが予測できる。女性相談支援員（現婦人相談員）を各事務所に配置する、専門職を登用する、研修等により人材育成を行う、専門職による正職員化などにより身分保障を図るなど、相談の充実に関する具体化が必要である。

	<p>新規事業である「回復にむけた心理的ケア」については、心理職の配置を行うのか？そのためには予算化が必要であり、さらに心理職と女性相談等の他部署のソーシャルワークとの連携も視野に入れる必要がある。（回復支援は心理ケアに限定されないため）</p> <p>6）支援調整会議の設置、関係機関を明記する。支援調整会議を実施する際の調整を担当する部署についても、女性相談支援員とするなどの具体性を持たせたものとする。</p> <p>7）「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を、資料として掲載すべきである。</p> <p>以上、一市民として、八王子市における男女平等のための施策の向上を強く願い、意見を述べました。積極的に取り入れて施策化されることを望みます。</p>
27	<p>①プラン策定の趣旨の説明について、男女共同参画推進条例に基づき男女共同参画社会の実現をより一層加速化すると趣旨説明にあるが、計画の実施、推進主体である八王子市がその役割を明確に表明する重点目標の表記を「…しよう」と呼びかけ調なのは如何なものか。市としての意思表示は主体的な文言、口調であるべきです。</p> <p>②概要版に見られる各目標についての課題説明がいずれも概念的であり、一部の実態を全体化し問題を単純化している。組織の制度や慣行による同調圧力などが発言、行動を抑制するのは一例である。課題の表現が矮小化されています。</p> <p>③課題3の1の例示に「DVは被害者であることを自覚しないまま周囲が気づかないまま深刻化してしまう」と表現している。これはDVや性暴力、また性暴力による予期せぬ妊娠などの表現についても女性が直面する困難について非常に矮小化、或は一面的な記述です。課題標記の段階でこうした記述は不適當と思われる。</p>
28	<p>1. 素案全体に対する意見</p> <p>①憲法は第14条で男女平等が謳われ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下女性支援法）でも「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする」ことを定めていることから、計画の基本的考え方に「男女平等」を明記し、基本目標を「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女平等社会の実現をめざして」とすべきである。</p> <p>これは、SDGsの取組や国際的な潮流からも当然のことである。</p> <p>②2023年4月に施行された八王子市男女共同参画推進条例の6つの基本理念をプランに反映させるべきである。特に第3条（5）のリプロダクティブ・ヘルス・ライツの確立についての取組が弱い。</p> <p>③第3次プランでは、リプロダクティブ・ヘルス・ライツは重点課題として5つの取組があったが、第4次では生命の安全教育のみとなっている。特にリプロダクティブ・ヘルス・ライツの確立は配偶者等からの暴力被害者や困難を抱える女性たちへの支援に関して基本となる権利であり、取組の重点課題とすべきである。</p> <p>④重点目標がすべて「〇〇しよう」となっている。八王子市がプランの実施主体であるにも関わらず他者への呼びかけになっており不適切である。例えば次のような表現にすべきである。</p> <p>「あらゆる分野における男女平等の実現」、「社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくす」、「DVや性暴力などの根絶」、「人権が尊重され、性別に基づく暴力のない社会の実現」など。</p>

- ⑤ 計画の特徴として重点を絞り、行政が率先して取り組むとして「行政が推進力」とする取組は5あるが、これによってプラン全体の推進力になるとはいえない。自治体として当然取り組むべきものであり、プラン以前の問題をことさら強調することは疑問だ。
- ⑥ 第3次プランの取組は64であったが、第4次は42その内再掲が7であるので、実質的には35である。計画の重点化というが、第3次プランからの継続性がなく取組内容は後退している。
- ⑦ 第3次プランでは男女共同参画の推進として、(1)プランの進行管理(2)男女共同参画センターの運営(3)国・東京都との連携として、プランの推進体制が明記されていたが、第4次では欠落している。プランの推進体制を明記すべきだ。
- ⑧ 取組の実施・連携欄には、プランを実施する主体である市について担当所管を記し、責任の所在を明らかにすること。
- ⑨ 資料の掲載について、男女共同参画課調べとしているが、八王子市男女共同参画課調べとすべき。

2. 取組2-1 性別による固定的な役割分担意識の改革について

- ① 「取組No16男女共同参画の視点にたった行政運営」ではより施策の内容をより具体化すべきである。例えば女性をアイキャッチにしていると市議選ポスターについて苦情申出があったことを教訓として、男女平等の視点からの公的広報のガイドラインを作成・見直しなどの施策の実施をすること。
- ② 子ども大人への意識啓発としてNo17~19の取組があるが、子どもに対してはキャリア教育、大人に対しては関係者、地域、保護者への意識啓発のみであり、役割分担意識を改革していくには不十分である。第3次プランで取り組んだ「幼児期からの男女平等教育の推進」、「学校教育における男女平等教育の推進」の取組を継続すること。
- ③ 男女平等教育として子どもの時からリプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方を学ぶべきであり、包括的性教育の実施を追加すること。
- ④ 「意識啓発」は市等が上位の立場から意識のおくれた市民、事業者等へ教えるという印象を持ち、市民のおかれた状況から学ぶことも多いので不適切である。情報、学習機会の提供とすべきだ。

3. 取組3-1 配偶者からのあらゆる暴力の防止と根絶

- ① 第3次プランでは「配偶者暴力相談支援センター機能の検討」が施策の方向としてあったが、第4次プランではない。23区ではすでに20区が設置している。八王子市は中核市であることから配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者支援の体制を強化すること。
- ② DV被害者支援に取り組む民間団体への支援を明記すること。
- ③ 民間シェルターへの運営支援を明記すること。

4. 取組3-2 困難を抱える女性等への支援について

- ① 女性支援法の国の基本方針では、「女性であることに起因して、日常生活及び社会生活において困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている法の趣旨に従い、本基本方針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要」とされている

	<p>る。この基本方針をふまえてプランは策定されるべきだ。</p> <p>② 国の基本方針では、基本計画策定前に地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題を、例えば一時保護を行った者の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由など多くの項目について把握することを求めている。また、児童相談所や警察、民間団体など関係機関からのヒヤリングやデータの分析などが不十分なため、八王子市における現状と課題が明らかにされていない。そのため、取組内容に具体性がない。早急にこれまでの取組や実績に基づいた分析を実施し、現状と課題を明らかにすること。</p> <p>③ 国の基本方針は支援対象者が必要とする支援を包括的に提供するとしていることから、取組の方向性（３）「関係機関と連携した切れ目のない支援」を関係機関と連携した切れ目のない包括的支援」とし、下段の説明文中の「支援体制」を「包括的支援体制」とすること。</p> <p>④ 支援の要となる女性相談支援員の増員と正規職員化及び、女性の人権を擁護するための専門性を持つ人材の育成を図ること。</p> <p>⑤ 女性相談支援員のみならず、関係部署の職員に対しても研修を必須とすること。</p> <p>⑥ 関係機関は民間団体を含むとなっているが、民間団体の把握及び連携協力について具体像を示すこと。</p> <p>⑦ 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するにあたっての支援や、女性支援を行う意向のある団体の立ち上げについて支援を実施すること。</p> <p>⑧ 支援調整会議を組織すること。</p> <p>⑨ 困難な問題を抱える女性が相談や支援者、社会とつながり、回復していくために居場所は重要である。女性たちの安全な居場所を提供すること。</p> <p>⑩ 困難な問題を抱える女性の支援には、子育てや就労支援のみならず、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護などの制度利用が必要となる。取組 No36 の概要では不十分である。上記の制度利用支援も明記すること。</p> <p>⑪ 性暴力や性の商品化の防止、妊娠・出産等（取組 No39～41）については、基本的に「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」の視点を女性がもつことが必要であり、取組の中心とする考えを明記すること。</p> <p>⑫ 若年女性が生活や健康、家族、性などについて自由に語り相談できる場所を提供すること。例として豊島区で実施している「びこカフェ」。</p>
29	<p>1. 体系図の表記 p15</p> <p>・重点目標は「～しよう、～なくそう」と呼びかけ調になっています。しかし、目標は八王子市が市として施策によって実現・達成をめざす水準が明記されるべきです。市がこのプランを行う主体として掲げる目標ということがわかる表現に変えるよう求めます。</p> <p>例えば、第 3 次プランにあるように「～の推進」「～の根絶」「～の形成」のような表現です。</p> <p>2. 「課題 2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう」について p 28～36</p> <p>（課題 2－1）</p>

・子どもへの意識啓発については、八王子市男女共同参画推進条例において教育分野への働きかけが重要として、教育関係者の責務が項目としてあります。第4次プランにおいては、第3次プランにあった幼児期からの男女平等教育の推進、学校教育における男女平等教育の推進がなくなり、意識啓発の施策として子どもへのキャリア教育の取り組みのみが掲載されています。第3次プランにあった男女平等教育の推進は重要でありきちんと残すことを求めます。さらに多様な性自認をベースに一人一人が差別されずに自己肯定感を高める取り組みや包括的性教育の実施もぜひ加えるよう求めます。

3. 「課題3 DV や性暴力などを根絶しよう」について p35～52

(課題3-1) p44～

・DV 被害者支援を行う民間団体への支援の実施をプランに明記し、民間シェルターへの運営補助も明記するよう求めます。

第3次プランには民間団体への支援を具体的に記載していたので、第4次プランはさらなる具体的な施策の記載を求めます。

・配偶者暴力相談支援センターの設置は支援法で努力義務となっていますが、すでに都内20区で設置されています。第3次プランでは設置検討となっていますが、その結果がどうなっているのかきちんと説明すべきです。

多摩の市町村では0という状況の中、中核市である八王子市がまず設置するべきだと思いますので、プランにきちんと明記するよう求めます。

(課題3-2) p48～

・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の目的・理念が明記されるよう求めます。例えば「女性の福祉の増進」「人権尊重」「男女平等の実現」「女性の意思の尊重と多様な支援を提供する体制づくり」「民間団体との協働」など。特に「民間団体との協働」は重要です。

・国の基本方針では、男女共同参画計画等政策的に関連の深い計画と一体のものとして策定することができるとはなっていますが、その場合に「女性であることに起因して、日常生活及び社会生活において困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている法の趣旨に従い、本基本方針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要」とされています。

この基本姿勢を踏まえて策定されるよう求めます。

・「困難を抱える女性への支援の基本的な考え方」を国の基本方針に沿って基本計画に記載し、女性相談支援員、女性総合相談員だけでなく、他の部署の窓口も、「女性支援に必要な支援の考え方」を研修することを求めます。

・国の基本方針にある「当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題の把握」が出来ていないため、計画に具体性が欠け、実効性ある施策が描けていないのではないかと思いますので、以下要望します。

- ①女性相談支援員（現婦人相談員）・女性のための総合相談における相談実態の把握と分析をすること。
- ②困難女性の実情とニーズの把握ができていないので、児童相談所、警察等関係機関の相談等の分析を行い必要なニーズを明らかにすること。

	<p>③他施策における女性の支援状況を把握すること。</p> <p>④早期発見に向けた取り組みが新規事業となっていますが、協働が可能な民間団体とその活動状況の把握がされているのか明らかではありません。民間団体は財政基盤が脆弱であるため、運営を継続するにあたっての地方公共団体による支援が必要と国の基本方針にも書いてあるので、本市においても予算化していくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は現状と課題を分析し、女性相談支援員の配置人数や協働する民間団体数、相談担当職員の研修受講率、窓口の認知度等の目標を立てることを例示しています。具体的な目標設定を求めます。 ・女性相談支援員の増員と正規職員化及び質の向上をプランに書き込むことを求めます。 ・八王子は市域が広いと、地理的に相談しにくい地域があることが予測できます。女性相談支援員（現婦人相談員）を各事務所に配置する、専門職を登用する、研修等により人材育成を行う、専門職による正職員化などにより身分保障を図るなど、相談の充実に関する具体化を求めます。 ・新規事業である「回復にむけた心理的ケア」については、心理職の配置を行い、その場合は心理職と女性相談等の他部署のソーシャルワークとの連携も視野に入れる必要があることをプランに盛り込むことを求めます。（回復支援は心理ケアに限定されないため） ・支援調整会議の設置、関係機関を明記することを求めます。支援調整会議を実施する際の調整を担当する部署についても、女性相談支援員とするなどの具体性を持たせたものとするを求めます。
30	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進条例ができたことを歓迎します。2023年のジェンダーギャップ指数125位で人権後進国。男女平等、ジェンダー平等のための共同参画であり、共同参画が目的とならないようにしてほしい。八王子は学校が多く、学生の多いまちなので条例を活かしジェンダー平等を推進することが求められていると感じます。国や都の動向にとらわれず、市民に一番身近な市が率先して施策を実施することを望みます。 ・条例に基づいて策定する『男女が共に生きるまち八王子プラン（第四次）』がより実情に即し、即応できるプランとするために、市民や当事者の声を聞き反映してください。 ・施行された条例の基本理念はどれも重要で、市が施策を策定し、実施する責務があると思います。重点目標の表記が「参画しよう」「制度・慣行をなくそう」では市の本気度を感じません。市の責務を明確する表記にして推進してほしい。 ・性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくすために子どもへの意識醸成として、「勤労観や職業観を身につけ主体的に進路を選択決定（キャリア教育）」だけの記載となっている。3次プランにあったように幼児期、学校教育の場における男女平等教育を推進してほしい。 ・DV、性暴力の根絶は大変急がれる対策だが、具体的な取り組みの記載がない。しっかり予算をつけて公的支援の充実してほしい。第3次プランよりも具体性にかけていると思います。「実施・連携として市、関係機関」ではなく、3次プランと同様に所管の記載してほしい。 <p>子どもの頃から発達段階に応じて正しい知識を身につけるため、包括的性教育の実施を明記してほしい。</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 「男女が共に生きる・・・」の名称は「ジェンダー平等」という文言を使うべきではないかと思う。

	<p>ジェンダーギャップ指数が 2022 年、146 各国中 116 位、先進国のなかで最低レベルと低い結果が出ているなかで「男女が共に生きる」というのは男女の不平等をそのままにして枝葉の部分だけ変えようとしているように感じる。まずは男女差別の構造を変えていくような視点を持って取り組んでもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進計画 <p>八王子男女共同参画審議会に、女性問題を長らく研究してきた有識者や市民を入れて、男性中心で物事を進めていくようなことがないようにしてほしい。</p>
32	<ul style="list-style-type: none"> ・取組 1-2 意思決定過程への女性の参画拡大について、制度・仕組みを決める場に女性を半数割り当てる等のクォータ制を導入すべき。 ・第 4 次計画に新規に取り入れられた施策の中で、子どもたちへの意識啓発のためにキャリア教育を推進するとある。キャリア教育は職業観の育成であり、多様な課題のあるジェンダーバイアスの一面でしかない。子どもたちのジェンダーバイアスは、幼い頃からの周囲の大人の言動によって形作られるものなので、特に子どもたちに関わる仕事をする大人の意識啓発、子どもたちへの態度や言葉掛けについて学ぶ機会を一層充実させてほしい。 ・第 3 次計画において、「男女共同参画の視点に立った災害対策の推進」があったが、防災に限らず、第 4 次においてはあらゆる所管の計画・政策をジェンダーの視点から点検するジェンダー主流化に取り組んでほしい。 ・重点目標 3 DV・性暴力・性的虐待については、個々人の問題解決に留まらず、性搾取が容認されている社会構造そのものを変えていくことが必要。学校教育の場だけでなくライフステージに合わせて、DV や性加害を引き起こさないための啓発の内容とその機会を具体的に考えてほしい。また、被害にあった側のケアはもちろん、加害者側の更生プログラムについて検討すべき。 ・第 3 次プランでは配偶者暴力相談支援センター設置の検討をしていたが、第 4 次プランではその文言が消えているので復活させてほしい。 ・第 3 次プランではリプロダクティブヘルス/ライツについて重点課題として取り上げられその普及を図るとしていたが、今回第 4 次プランでは扱いが小さくなった。幼児に向けたプライベートゾーンの話、小学生への命の安全教育、中学生へのいのちの授業、高校生へのデート DV 予防の意識啓発は全てリプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づいた人権教育であり、リプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という考え方そのものを浸透させてほしい。 ・助産師等専門家が常駐する予期せぬ妊娠に関する相談窓口やユースクリニックを設置してほしい。 ・困難女性への支援やリプロダクティブヘルス/ライツを尊重する一環として、市内薬局での緊急避妊薬・経口中絶薬の取り扱いを促進してほしい。
33	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次プランに明記されていたように、4 次プランにも SDGs の国際的な目標としてもジェンダー平等を明記し、市が施策を策定し推進する責務を果たしてほしい。 ・共同参画は一人ひとりの人権が尊重される社会、ジェンダー平等社会を実現するためのもの。第 4 次プランは男女共同参画推進条例でさらに強化されたプランとすることが必要でないか。3 次プランと同様に取り組みを実施する担当課を明記し、推進体制を明確にしてほしい。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 困難女性支援のための専門の相談員を増やすなど施策充実するため具体化が必要。・ ジェンダー平等、リプロダクティブヘルス/ライツはあらゆる施策の目標としてあらゆる目標に位置付けてほしい。・ 女性の視点に立った防災や災害時における避難所運営のしくみづくりが必要。大災害がおきるたびに痛感しています。・ 生理用品の公共施設や学校トイレに設置など、予算化を希望します。 |
|--|